

退職手続きと第二種退職共済制度に関する説明資料

(平成30年3月)

【目次】

I. 退職手続き（退職手当金請求）について

- (1) 提出（届出）書類と手続き
- (2) 退職届（共済様式第8号）の記載について
- (3) 退職手当金請求書（共済様式第12号）の記載について
- (4) 源泉徴収票（振興会制度分）について
- (5) 福祉医療機構制度に関する退職届等の提出方法について

II. 退職一時金の算出方法について

III. 第二種退職共済制度について

- (1) 第二種制度の特徴と概要
- (2) 制度のポイント
- (3) 第二種制度に加入をした場合の事務的な流れについて
- (4) 第二種制度の退職手当金の算出方法について

I. 退職手続き(退職手当金請求)について

(1) 提出(届出)書類と手続き【届出様式:『退職届』(共済様式第 8 号)・『退職手当請求書』(共済様式第 12 号)】

被共済職員が退職した場合(1年未満も含む)は、退職届(共済様式第 8 号)及び退職手当請求書(共済様式第 12 号)を提出してください。《様式は本会ホームページからダウンロードをしてご使用下さい》

1年未満の退職の場合であっても本人掛金分は返還いたしますので、提出書類は1年以上の退職の場合と同様です。

第二種退職共済制度へ加入している場合は、二種退職共済制度の加入状況等該当欄もご記入ください。

《重要事項》

- ☞ 共済契約者(法人)において「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を請求者(退職者)から提出を受け保管(7年間)願います。振興会への提出は不要です。【振興会退職手当金分】
 - ◎ 様式は本会ホームページにも掲載しております。
- ☞ 本会から送付された源泉徴収票のうち受給者交付分を請求者(退職者)あて送付願います。
 - ◎ 詳細は 4 ページを参照願います。
- ☞ 受給者交付分の源泉徴収票には個人番号の記載は必要ありません。

(2) 退職届(共済様式第 8 号)の記載について

- ① 月途中の退職の場合であっても、その該当月の掛金は納入願います。1 日付けの退職の場合であっても同様です。
- ② 継続異動の職員が退職する場合は、加入日を記載する際ご注意願います。異動前の共済契約者(法人)において加入した年月日が、本会への加入年月日となりますので、ご確認のうえご記入ください。
- ③ 第二種共済制度に加入をしている場合
 - ☞ 「加入年月日」

第二種共済制度へ加入をした年月日を記入。掛金納入開始年度(基準日4月1日)月日では無く加入年月日をご記入下さい。
 - ☞ 「掛金納入開始年度」

年度途中で加入の場合は、翌年度 4 月 1 日が初回掛金納入開始年度となります。
 - ☞ 「適用外施設での勤務期間」

第二種共済制度に加入をしていない施設(適用外施設)に勤務した期間。
 - ☞ 退職理由が「4. 継続異動に伴う第二種共済制度退職」に該当する場合
異動後の共済契約者(法人)が第二種共済制度に契約(加入)をしていない場合には、第二種共済制度のみ退職扱いとなります。《異動前の共済契約者において、第二種共済制度の退職手当金について請求願います。》

④退職理由「2 普通退職以外」及び「3 死亡退職」に伴う添付書類について

退職理由		添付書類
2 普通 退職 以外	業務上傷病	業務に起因することを証明する書類(労働者災害補償保険法に基づく補償に該当することを証明する書類)
	施設の休廃止	該当施設の「施設(事業の)の変更・訂正届」【休廃止を証明する書類】
	解雇・懲戒解雇	ア. 理事会議事録の写(法人としての組織決定がなされたもの) イ. 犯罪等の概要を記載した文書(既定様式はありませんが理事長名で作成願います。) ウ. 新聞記事の写 エ. その他関係書類 オ. 就業規則・給与規程等の写
3 死亡 退職	①遺族請求とは… 死亡により退職した場合	ア. 死亡診断書(写) イ. 受給権者(請求者)と身分関係を明らかにすることができる書類 (戸籍謄本・除籍謄本・等)写
	②相続人請求とは… 退職後、退職手当金を受け取る前に死亡した場合	ウ. 生計維持に関する調査書 ※戸籍上の配偶者以外が受給権者(請求者)の場合 エ. 委任状 ※受給権者(請求者)に同一順位の方が2人以上いる場合

注 1)生計維持に関する調査書及び委任状が必要と思われる場合は、本会事務局までご連絡をお願いいたします。

※据置、1年未満の記入例

は本会ホームページにそれぞれの記載例が掲載されておりますのでご確認ください。

通常(1年以上)の退職の場合(記入例)

平成 30年 3月 30日

退職届

受付印 入力印

記入日を記載ください。

一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会理事長 様

被共済職員が退職したのでお届いたします。

共済契約者番号 200 共済契約者名称及び代表者名 社会福祉法人振興福祉会 理事長 仙台 太郎

共済契約者住所 掛金請求明細書等により確認しながら誤りが無いようご記入ください。 事業区本町 2-9-8 TEL:022-227-5535

公印

被共済職員番号 20001111 フリガネ フクシ ナツコ 1.男 2.女 ①昭 ②平 年 月 日 5.6.05.05

漢字 福祉 夏子 氏名変更【旧姓】 山田 夏子

施設番号 001 施設名 宮城野苑 退職理由 ①普通退職(自己都合・雇用期間満了・勤務形態変更等) 2.定年退職 3.普通退職以外(業務上傷病・施設の休廃止・解雇・懲戒免職等) 4.死亡退職 5.継続異動による第二種制度退職 6.その他()

加入年月日 平成 25年 5月 01日 退職年月日 平成 30年 3月 31日 掛金納入期間(加入期間) 平成 30年 3月分まで納入 (4年 11ヶ月)

第二種加入年月日 平成 25年 5月 01日 第二種掛金納入開始年度 平成 26年度(基準日4月1日) 福祉医療機構加入の有無等 1.有 2.無 3.継続異動 4.合算申出 備 考

据置開始年月日 据置期間 退職日が月の途中でも、退職月まで掛金の納付を行います。

継続異動の職員の場合は、加入年月日を記入する際にご注意願います。前法人において本会制度へ加入した年月日を記入することになります。(第二種制度も同様)

第二種制度退職の場合は下記にご記入下さい。 年度途中で第二種制度へ加入した場合は、掛金納入開始年度は、次年度(4月1日)となりますので、ご注意ください。

継続異動年月日(退職日の翌日) 平成 年 月 日 提出状況 提出済・未提出

共済担当者氏名 太田 二郎 連絡先電話番号 022-227-5535

(注意事項)①の退職理由が「3 普通退職以外」と「4 死亡退職」の場合は、添付書類が必要となります。
②退職手当請求書(共済様式第12号)を添付のうえご提出願います。
③共済担当者名、連絡先電話番号は必ずご記入下さい。

(3)退職手当請求書(共済様式第 12 号)の記載について

- ① 請求者と振込先金融機関の名義は、同一です。【結婚等により氏名が変更となった場合は、口座名義も結婚後の氏名と同一の口座をご記入下さい。旧姓の口座には送金出来ません。】
- ② 住所は退職一時金等の送金通知文書を送付する先の住所です。
- ③ 退職手当請求書は、必ず被共済職員ご本人が自書願います。
- ④ 振込先金融機関については、郵便局(ゆうちょ銀行)以外の金融機関をご記入ください。
 ✓ 振込先金融機関をご記入の際は、金融機関名と金融機関コードが一致しているか、支店名と支店コードが一致しているか、通帳等により必ずご確認をしてご記入いただくようご指導願います。
- ⑤ 退職一時金及び返還金の送金が完了するまで、口座等の解約、名義変更等はしないようにご指導願います。
【結婚等により氏名が変更される場合】

退職後に結婚等により氏名が変更されることが明らかであっても、旧姓により退職一時金の請求している場合は、退職一時金等の送金が完了するまで、金融機関の口座名義を変更しないようお伝え願います。

退職直前に結婚等により氏名が変更された場合や氏名変更の届出書が未提出だった場合には、「退職届」の「氏名変更【旧姓】」欄で変更の届出をおこなっていただき、変更後の氏名で請求を行ってください。

退職手当請求書の記入例 ※1年未満の場合でも同様です。

(共済様式第 12 号) 記入日:平成 30 年 3 月 30 日

記入例

退職手当請求書

下記のとおり、退職手当金を請求します。(請求者が自書願います。)

【請求者(退職者)記入欄】

請	請求者区分(続柄)	フリガナ	印鑑
求 者	①本人	氏名	福 祉 夏 子 (福 祉)
	2. 相続人()		
	3. 遺 族()		
	郵便番号	住 所 (郵便支送付先)	
		仙台市青葉区本町2-9-8 日本本町ビル, 201	
		電話番号	090 - 1234 - 5678 注意

請求者氏名と送金口座名義は同一となります。結婚等により氏名の変更があった場合など、旧姓の口座名義には送金できませんのでご留意願います。

注1) 請求者名義以外の預金口座には送金できません。 注2) ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定ください。

金融機関(銀行)名	支 店 名
ひろせ	本店/本店営業部
銀行・労働金庫	支 店
信用金庫・農業協同組合	支 所・出張所
信用組合・ ()	
金融機関コード	支店コード
1 2 3 4 0 0 1	普通
口座番号(7ケタ)	
1 2 3 4 5 6 7	

請求者口座名義(姓)は1マス留めて、名義(フリガナ)で記入してください。漢点(・)も1マスを使用してください。

フ ク シ ナ ツ コ

金融機関名と金融機関コード、支店名と支店コードに相違がないようご記入下さい。

【共済契約者記入欄】

被共済 職員番号	2 0 0 0 1 1 1	被共済職員氏名 (退職者氏名)	福 祉 夏 子
共済契約者 番 号	2 0 0	共済契約者名称 及び代表者名	社会福祉法人振興福祉会 理事長 仙 台 太 郎 公 印

【個人情報の取扱いに関する注意事項】
 請求者に係る個人情報は、退職手当共済業務及びこれに付帯する業務の範囲内で利用されます。

(4)源泉徴収票(振興会制度分)について

本会退職手当金の送金が確定した後、本会より退職手当裁定通知書と事業主に代わって作成した源泉徴収票を各契約者(法人)様あてご送付いたします。

送付された源泉徴収票は、下記に記載のとおりお取扱いいただきますようお願いいたします。

なお、源泉徴収票に記載された額は、退職手当金支給総額から本人負担分の掛金累計額を差し引いた額を退職所得収入金額として記載しておりますのでご承知おき願います。

●源泉徴収票の送付枚数は4枚となります。

[個人送付用・福祉医療機構添付用・共済契約者保管用・税務署(提出を求められた場合)分として保管用]

●送金日に関しましては提出いただいた書類に不備が無い場合ですので、不備等があった場合にはその限りではありません。

【1】振興会退職共済制度のみ加入(支給)の職員の場合(下記参照)

☞振興会分の「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の作成を行ってください。

(1)振興会退職共済制度のみ加入している職員の場合

- ①振興会の現行制度と第二種制度に加入をしている場合
- ②振興会の現行制度のみ加入している場合

(2)振興会の退職手当のみ支給される職員の場合

- ①福祉医療機構の退職共済制度は継続異動又は合算申出等により今回請求が無い職員
- ② " が1年未満の加入期間で退職手当金の支給が無い場合

源泉徴収票に基づき、最終支払者となる事業主において税務に関する書類の作成を行ってください。

退職者(請求者)から「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の提出を受け源泉徴収票と併せて保管願います。[税務署への提出は必要ありません]

注)「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の提出が無い場合には、雑所得として20%の課税対象となりますので必ず提出を受け保管願います。

【2】振興会と福祉医療機構の2つの制度に加入をしている職員の場合

☞福祉医療機構の退職届等に源泉徴収票を添付し振興会へ提出願います。

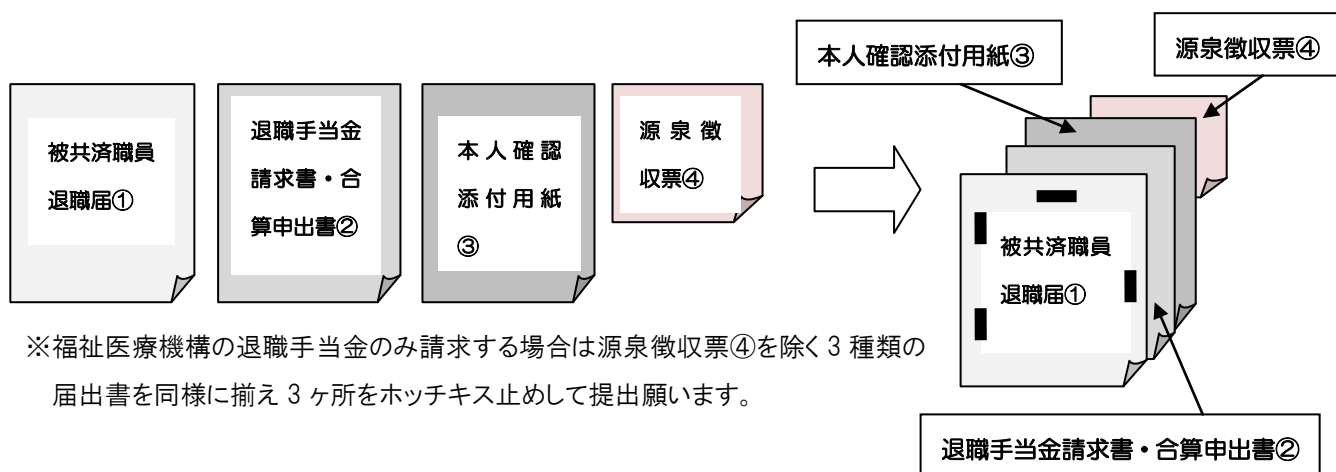
●4枚目の届出書類(源泉徴収票)としてホッチキス止めをしてご提出下さい。

☞振興会分の「退職所得に関する申告書・退職所得申告書」の作成を行ってください。

福祉医療機構では、振興会分の退職手当金と併せて「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を税務署に届出しておりますが、振興会から送金される退職手当金については最終支払者が共済契約者となりますので、今後は、振興会分の「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を退職者(請求者)からご提出いただき、源泉徴収票と併せて保管いただくようお願いいたします。[税務署への提出は必要ありません]

(5) 福祉医療機構制度に関する退職届等の提出方法について

- ①送付部数: 原本のみ1部
- ②機構の退職金請求手続きは、振興会制度の「退職手当裁定通知書及び源泉徴収票」到着後に手続き(提出)を行って下さい。
- ③個人番号が見えない措置として下記のとおり4ヶ所をホッチキスで綴じてご提出願います。
(4種類の届出書類を下記の順番で揃え4ヶ所をホッチキス止めして下さい。)
注)目隠しシールを貼った場合は、1ヶ所止めで結構です。
- ④関係添付書類(職員給与台帳等)がある場合には「本人確認添付用紙③」の後ろに添付してください。



●個人番号等の取り扱いについては、法令に従った対応をお願いいたします。

《福祉医療機構退職届等の提出に関する事務フロー》

手順①: 振興会の退職届・退職手当請求書をこれまで通り(毎月10日締日)振興会へ送付します。

手順②: 退職手当金確定後、振興会より「退職手当裁定通知書」と「源泉徴収票」を共済契約者あて送付いたします。

手順③: 共済契約者において源泉徴収票を福祉医療機構の退職届等に添付します。

手順④: 福祉医療機構の退職届等を振興会へ送付します。

Ⅱ. 退職一時金の計算方法について

① 通常の退職者の場合

退職月から過去 12 ヶ月の本俸月額を計算基礎額とし、加入期間に応じた退職手当算定乗率を乗じて得た額が、退職一時金の額になります。

12 ヶ月の本俸月額(掛金基礎額)とは、年度当初 4 月 1 日現在の現況報告書によりご報告をいただいた本俸月額(掛金基礎額)です。

- 年度途中で昇給等があった場合でも、昇給後の本俸月額ではなく、年度当初 4 月 1 日現在の本俸月額が掛金基礎額となりますのでご注意ください。
- 第二種退職共済制度へ加入している被共済職員の場合には、第二種退職共済制度における退職手当金と合算して支給することとなります。

【算出方法】

$$\text{計算基礎額(退職月から過去 12 ヶ月の平均本俸月額)} \times \text{退職手当算定乗率} = \text{退職手当金額}$$

↑
退職日の属する月から遡って 12 ヶ月の
平均本俸月額(小数点以下切捨)

↑
本会制度への加入月から
退職月までの期間

↓
小数点以下切捨

② 据置になっている退職者の場合

満 60 歳以上の被共済職員(満年齢据置の者)が退職した場合は、その職員が満 60 歳に達した当該年度の本俸月額(掛金基礎額)の平均を計算基礎額とし(掛金納入を行った最後の年度)、満 60 歳に達した当該年度末までの加入期間に応じた退職手当算定乗率を乗じて得た額と、据置期間(満 60 歳の当該年度以降掛金据置期間)に応じた据置算定乗率を乗じて得た額が退職一時金となります。

なお、第二種退職共済制度へ加入している被共済職員の場合には、第二種退職共済制度における退職手当金と合算して支給することとなります。

【算出方法】

$$\text{計算基礎額(満 60 歳の該当年度 12 ヶ月の平均本俸月額)} \times \text{退職手当算定乗率} \\ \times \text{据置算定乗率} = \text{退職手当金額}$$

↓
満 60 歳になった年度(掛金を納入
した最後の年度)の本俸月額

↓
本会制度への加入月から満 60 歳
になった年度末(3 月末)までの期間

↑
満 60 歳になった年度以降
退職月までの期間(据置期間)

↑
小数点以下切捨

③ 1 年未満での退職者の場合

掛金納入期間(加入月数)に応じて、被共済職員掛金負担分のみ返還いたします。

- 第二種退職共済制度における退職手当金の支給はありません。

退職手当算定乗率表／別表－1

被共済 職員期間	月	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		年											
0	0.000	0.022	0.045	0.067	0.090	0.112	0.135	0.157	0.180	0.202	0.225	0.247	
1	0.270	0.292	0.315	0.338	0.360	0.383	0.406	0.428	0.451	0.474	0.496	0.519	
2	0.542	0.564	0.587	0.610	0.633	0.656	0.679	0.701	0.724	0.747	0.770	0.793	
3	0.816	0.839	0.862	0.885	0.908	0.931	0.954	0.977	1.000	1.023	1.046	1.069	
4	1.093	1.116	1.139	1.163	1.186	1.210	1.233	1.256	1.280	1.303	1.327	1.350	
5	1.374	1.397	1.421	1.445	1.469	1.493	1.517	1.540	1.564	1.588	1.612	1.636	
6	1.660	1.684	1.708	1.733	1.757	1.781	1.806	1.830	1.854	1.879	1.903	1.927	
7	1.952	1.976	2.001	2.026	2.051	2.076	2.101	2.125	2.150	2.175	2.200	2.225	
8	2.250	2.275	2.300	2.326	2.351	2.376	2.402	2.427	2.452	2.478	2.503	2.528	
9	2.554	2.580	2.606	2.632	2.658	2.684	2.710	2.736	2.762	2.788	2.814	2.840	
10	2.866	2.892	2.919	2.946	2.972	2.999	3.026	3.052	3.079	3.106	3.132	3.159	
11	3.186	3.213	3.240	3.268	3.295	3.322	3.350	3.377	3.404	3.432	3.459	3.486	
12	3.514	3.542	3.570	3.599	3.627	3.655	3.684	3.712	3.740	3.769	3.797	3.825	
13	3.854	3.883	3.912	3.941	3.970	3.999	4.028	4.057	4.086	4.115	4.144	4.173	
14	4.202	4.231	4.261	4.291	4.321	4.351	4.381	4.410	4.440	4.470	4.500	4.530	
15	4.560	4.590	4.621	4.652	4.683	4.713	4.744	4.775	4.806	4.836	4.867	4.898	
16	4.929	4.960	4.992	5.024	5.056	5.087	5.119	5.151	5.183	5.214	5.246	5.278	
17	5.310	5.342	5.375	5.408	5.441	5.473	5.506	5.539	5.572	5.604	5.637	5.670	
18	5.703	5.737	5.771	5.805	5.839	5.873	5.907	5.941	5.975	6.009	6.043	6.077	
19	6.111	6.146	6.181	6.216	6.251	6.286	6.321	6.356	6.391	6.426	6.461	6.496	
20	6.531	6.567	6.603	6.639	6.675	6.711	6.748	6.784	6.820	6.856	6.892	6.928	
21	6.965	7.002	7.039	7.077	7.114	7.151	7.189	7.226	7.263	7.301	7.338	7.375	
22	7.413	7.451	7.490	7.529	7.567	7.606	7.645	7.683	7.722	7.761	7.799	7.838	
23	7.877	7.917	7.958	7.999	8.039	8.080	8.121	8.161	8.202	8.243	8.283	8.324	
24	8.365	8.406	8.447	8.488	8.529	8.570	8.612	8.653	8.694	8.735	8.776	8.817	
25	8.859	8.901	8.944	8.987	9.030	9.073	9.116	9.159	9.202	9.245	9.288	9.331	
26	9.374	9.418	9.463	9.507	9.552	9.596	9.641	9.685	9.730	9.774	9.819	9.863	
27	9.908	9.954	10.000	10.046	10.092	10.138	10.185	10.231	10.277	10.323	10.369	10.415	
28	10.462	10.509	10.557	10.605	10.653	10.700	10.748	10.796	10.844	10.891	10.939	10.987	
29	11.035	11.084	11.134	11.183	11.233	11.282	11.332	11.382	11.431	11.481	11.530	11.580	
30	11.630	11.681	11.733	11.785	11.837	11.889	11.941	11.992	12.044	12.096	12.148	12.200	
31	12.252	12.305	12.358	12.412	12.465	12.518	12.572	12.625	12.678	12.732	12.785	12.838	
32	12.892	12.947	13.002	13.058	13.113	13.168	13.224	13.279	13.334	13.390	13.445	13.500	
33	13.556	13.613	13.670	13.728	13.785	13.843	13.900	13.957	14.015	14.072	14.130	14.187	
34	14.245	14.304	14.364	14.424	14.483	14.543	14.603	14.662	14.722	14.782	14.841	14.901	

Ⅲ. 第二種退職共済制度について

福祉医療機構の制度改正により、退職金額の変動を考慮し、人事政策上の職員配置換え等を躊躇するケースや、人材確保の面では新規採用、他法人からの継続異動・合算申出の職員を受け入れにくくなる危惧があります。

福祉医療機構制度の給付額を完全補てんすることは難しいですが、職場内での退職金格差等を少しでも解消するために、本会第二種制度の特徴と仕組みを活用し、退職金の確保・人材の確保に役立てていただければと考えます。

「第二種退職共済制度(以下「第二種制度」と略します)」は、機構が運営する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」の代替制度として、平成18年4月に開始し、従来の退職年金制度の上乗せ部分としての利用も可能な制度となっております。

1. 第二種制度の特徴と概要

(1) 共済契約者の目的に合わせた利用方法と掛金額を選択できます！

- ①法人の経営状況及び職員の資質(人事考課)の状況、勤務年数等、共済契約者側で掛金額を設定出来ます。
- ②掛金は、口数制の年払い(基準日4月1日)です。
 - ☞基本口数 5 口、年額 51,200 円～151,200 円(15 口限度)の範囲で利用目的に併せて選択出来ます。(1,200 円はシステム等の事務的経費相当分)
 - ☞毎年口数を変更することが出来ます。
 - ☞被共済期間中に満 65 歳に達した場合は、その該当年度まで掛金を納付します。

注)現行制度は満 60 歳まで掛金納付を行い、満 60 歳以降も加入要件をみたしている場合は退職するまで据置(掛金が発生しない)となりますが、現行制度が据置期間中の場合でも、第二種制度の掛金は満 65 歳まで納付となっております。(現行制度据置期間中に満 65 歳以前で退職となった場合は、その該当年度(基準日 4 月 1 日在職)まで掛金が発生します。)



- * 機構の代替として利用する場合、機構の単位掛金の増減に応じた負担の設定ができる
 - ✓(例)機構代替制度として、機構未加入職員について5口(年額 51,200 円)など…
- * 人事考課を退職金の支給額に反映できる
- * 経営状況に応じた負担を設定できる
- * 給与体系変更の影響を受けないで積み立てできる

(2) 制度のポイント

- ①掛金は全額事業主(共済契約者)の負担となります。
- ②毎年度 4 月 1 日(基準日)が退職の際の加入期間算定基準日となります。
- ③現行制度と第二種制度の退職金を併せて支給します。
- ④振興会の加入者ならどなたでも利用できます。
 - ☞第二種制度は、振興会の現行制度に加入をしていることが原則であり、現行制度に加入をしていない場合第二種制度のみに加入をすることはできません。

☞ 現行制度と同様に**施設・事業所ごとの任意包括加入**となりますが、全職員の加入は必要ありません。共済契約者が必要と考える職員(社会福祉施設職員等退職手当共済法の掛金助成対象外となる新規職員)のみ加入させることもできます。既存の被共済職員の加入も可能ですが、その場合は該当職員すべてを加入させなければなりません。【どちらの場合においても法人内の就業規則又は給与規程等において、その旨明記すると共に、対象職員に対しても周知徹底することが重要となります。】

⑤運用は、積立方式で予定利率は2%です。

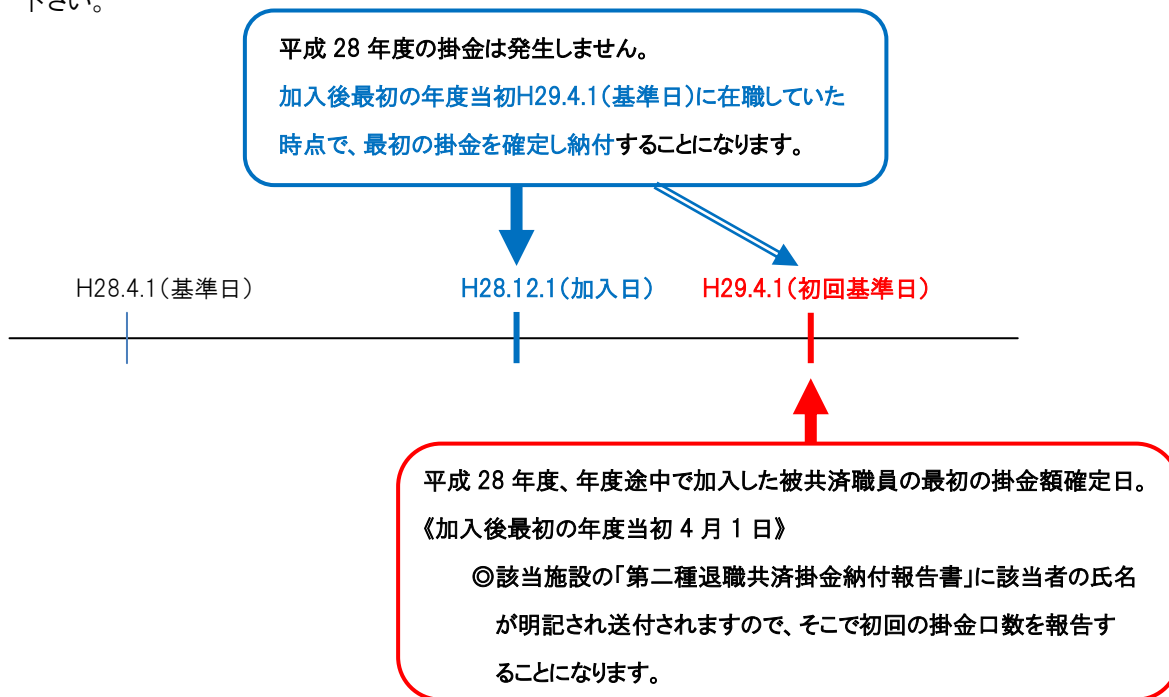
⑥適用外の施設(第二種制度に加入をしていない施設)に異動した場合は、5年間の据置き期間を設け、5年以内に適用施設(第二種制度に加入をしている施設)に復帰をすれば第二種制度を継続することが可能です。

⇒5年以内に適用施設に復帰をしない場合は、その時点で脱退扱いとなり、第二種退職一時金の支給(返還)はありません。

(3)第二種制度に加入した場合の事務的な流れについて

【例】平成28年12月1日で採用(加入)する職員の場合[年度途中の加入]

- 現行制度に加入することが原則ですので、第二種制度への加入日も12月1日となります。
- 被共済職員新規加入届(共済様式第2号)の「第二種制度加入の有無」欄の「有」に○印を付けてご提出下さい。



※年度途中で加入した被共済職員とは、4月2日～3月31日までに採用された者です。

【例】平成29年4月1日で採用(加入)する職員の場合[年度当初の加入]

- 被共済職員新規加入届(共済様式第2号)と併せて該当施設の「第二種退職共済掛金納付報告書」に手書きで新規加入者の氏名等必要事項及び初回口数をご記入いただきご報告いただきます。
《既に該当施設が第二種制度に加入している場合です。》

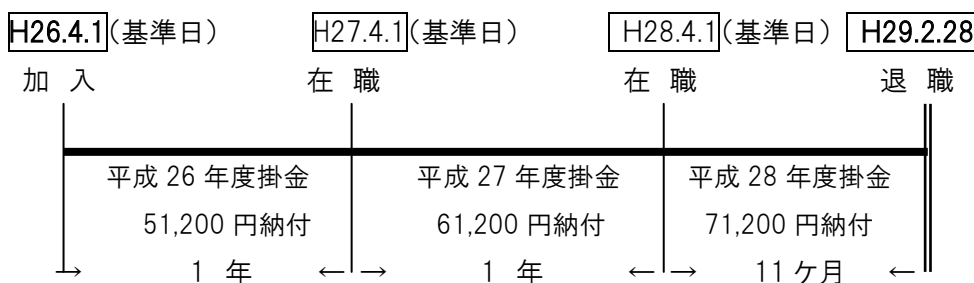
(4) 第二種制度の退職手当金の算定方法について

【例】1年以上で退職した場合《年度当初4月1日加入者の場合》

(加入日:平成 26 年4月1日/退職日:平成 29 年 2 月 28 日)

(平成 26 年度掛金口数:5口/平成 27 年度掛金口数:6 口/平成 28 年度掛金口数:7口)

- 退職月の該当年度の4月1日(基準日)に在職し、その年度の掛金を納付している場合、退職月の当該年度分まで、第二種退職一時金に算定されることとなります。
- 退職月の当該年度の4月1日(基準日)からみて、退職月までの月数が1年未満の端数月数であった場合でも、その年度の掛金額までを累計し、第二種退職一時金として給付します。
- 1年未満の端数月数が生じて退職した場合は、その当該年度分の掛金に利息相当額は計算しないものとし、元本(掛金額)のみを累計し第二種退職一時金として給付することとなります。



✓毎年度掛金には事務費相当分を含んだ額で記載しております。

○被共済職員期間:2 年 9 ヶ月(第二種退職一時金算出に適用される被共済職員期間:2年 9 ヶ月)

○第二種退職一時金の算出方法

- ①平成 26 年度末での掛金納入額:50,000 円×1.02=51,000 円【A】
- ②平成 27 年度末での掛金納入額:(【A】+ 60,000 円)×1.02=113,220 円【B】
- ③平成 28 年度の掛金納入額:70,000 円【C】※下記(注2)を参照

第二種退職一時金額:113,220 円【B】+70,000 円【C】= 183,220 円

注1)1.02 は、利息相当額分

注2)退職月が該当する年度(平成 28 年度)において、その年度の在職月数が1年未満の端数月数(11 ヶ月)であった場合は、その年度に納付した掛金元本のみ第二種退職一時金に累計するものとし、その該当年度の利息相当額は計算されません。

【例】1年以上で退職した場合《年度途中加入者の場合》

(加入日:平成 27 年 8 月 1 日/退職日:平成 29 年 2 月 28 日)

(平成 27 年度の掛金:無/平成 28 年度掛金口数:5 口)

- 年度途中で加入した被共済職員については、加入日以後最初に到来する年度当初 4 月 1 日が、最初の基準日となることから、1 年以上の被共済職員期間があったとしても、最初の基準日(掛金納入が発生した 4 月 1 日)からみて、1 年未満で退職する場合には、第二種退職一時金の給付はありません。



✓ 毎年度掛金には事務費相当分を含んだ額で記載しております。

- 被共済職員期間:1 年 7 ヶ月(第二種退職一時金算出に適用される被共済職員期間:11 ヶ月)
- 退職日が算定基準日の平成 28 年 4 月 1 日(基準日)からみて、1 年未満(11 ヶ月)であることから第二種退職一時金の給付はありません。

1年未満で退職した場合について

- 1 年未満の退職の場合は、第二種退職一時金の給付はありません。
年度当初 4 月 1 日(基準日)に在職し、当該年度の掛金を納付していた場合でも、1 年未満の場合は第二種退職一時金の給付はありません。

※この一覧表は、毎年同額の掛金を納入した場合の一覧表となっております。年度毎に掛金額が変更される場合は、その掛金額によって累計されることとなりますのでご承知をお願いします。

《第二種退職一時金にかかる、掛金額及び給付額表》

基本口数

掛金 /年数	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口
	51,200	61,200	71,200	81,200	91,200	101,200	111,200	121,200	131,200	141,200	151,200
1	51,000	61,200	71,400	81,600	91,800	102,000	112,200	122,400	132,600	142,800	153,000
2	103,020	123,624	144,228	164,832	185,436	206,040	226,644	247,248	267,852	288,456	309,060
3	156,080	187,296	218,513	249,729	280,945	312,161	343,377	374,593	405,809	437,025	468,241
4	210,202	252,242	294,283	336,323	378,364	420,404	462,444	504,485	546,525	588,566	630,606
5	265,406	318,487	371,568	424,650	477,731	530,812	583,893	636,975	690,056	743,137	796,218
6	321,714	386,057	450,400	514,743	579,086	643,428	707,771	772,114	836,457	900,800	965,143
7	379,148	454,978	530,808	606,638	682,467	758,297	834,127	909,956	985,786	1,061,616	1,137,445
8	437,731	525,278	612,824	700,370	787,917	875,463	963,009	1,050,555	1,138,102	1,225,648	1,313,194
9	497,486	596,983	696,480	795,978	895,475	994,972	1,094,469	1,193,967	1,293,464	1,392,961	1,492,458
10	558,436	670,123	781,810	893,497	1,005,184	1,116,872	1,228,559	1,340,246	1,451,933	1,563,620	1,675,307
11	620,604	744,725	868,846	992,967	1,117,088	1,241,209	1,365,330	1,489,451	1,613,572	1,737,693	1,861,813
12	684,017	820,820	957,623	1,094,427	1,231,230	1,368,033	1,504,836	1,641,640	1,778,443	1,915,246	2,052,050
13	748,697	898,436	1,048,176	1,197,915	1,347,654	1,497,394	1,647,133	1,796,873	1,946,612	2,096,351	2,246,091
14	814,671	977,605	1,140,539	1,303,473	1,466,408	1,629,342	1,792,276	1,955,210	2,118,144	2,281,078	2,444,013
15	881,964	1,058,357	1,234,750	1,411,143	1,587,536	1,763,929	1,940,321	2,116,714	2,293,107	2,469,500	2,645,893
16	950,604	1,140,724	1,330,845	1,520,966	1,711,086	1,901,207	2,091,328	2,281,449	2,471,569	2,661,690	2,851,811
17	1,020,616	1,224,739	1,428,862	1,632,985	1,837,108	2,041,231	2,245,354	2,449,477	2,653,601	2,857,724	3,061,847
18	1,092,028	1,310,434	1,528,839	1,747,245	1,965,650	2,184,056	2,402,461	2,620,867	2,839,273	3,057,678	3,276,084
19	1,164,868	1,397,842	1,630,816	1,863,790	2,096,763	2,329,737	2,562,711	2,795,684	3,028,658	3,261,632	3,494,605
20	1,239,166	1,486,999	1,734,832	1,982,665	2,230,499	2,478,332	2,726,165	2,973,998	3,221,831	3,469,664	3,717,498
21	1,314,949	1,577,939	1,840,929	2,103,919	2,366,909	2,629,898	2,892,888	3,155,878	3,418,868	3,681,858	3,944,848
22	1,392,248	1,670,698	1,949,147	2,227,597	2,506,047	2,784,496	3,062,946	3,341,396	3,619,845	3,898,295	4,176,744
23	1,471,093	1,765,312	2,059,530	2,353,749	2,647,968	2,942,186	3,236,405	3,530,623	3,824,842	4,119,061	4,413,279
24	1,551,515	1,861,818	2,172,121	2,482,424	2,792,727	3,103,030	3,413,333	3,723,636	4,033,939	4,344,242	4,654,545
25	1,633,545	1,960,254	2,286,963	2,613,672	2,940,382	3,267,091	3,593,800	3,920,509	4,247,218	4,573,927	4,900,636
26	1,717,216	2,060,659	2,404,103	2,747,546	3,090,989	3,434,432	3,777,876	4,121,319	4,464,762	4,808,205	5,151,649
27	1,802,561	2,163,073	2,523,585	2,884,097	3,244,609	3,605,121	3,965,633	4,326,145	4,686,657	5,047,169	5,407,682
28	1,889,612	2,267,534	2,645,456	3,023,379	3,401,301	3,779,223	4,157,146	4,535,068	4,912,990	5,290,913	5,668,835
29	1,978,404	2,374,085	2,769,766	3,165,446	3,561,127	3,956,808	4,352,489	4,748,170	5,143,850	5,539,531	5,935,212
30	2,068,972	2,482,766	2,896,561	3,310,355	3,724,150	4,137,944	4,551,738	4,965,533	5,379,327	5,793,122	6,206,916
31	2,161,351	2,593,622	3,025,892	3,458,162	3,890,433	4,322,703	4,754,973	5,187,244	5,619,514	6,051,784	6,484,054
32	2,255,579	2,706,694	3,157,810	3,608,926	4,060,041	4,511,157	4,962,273	5,413,388	5,864,504	6,315,620	6,766,736
33	2,351,690	2,822,028	3,292,366	3,762,704	4,233,042	4,703,380	5,173,718	5,644,056	6,114,394	6,584,732	7,055,070
34	2,449,724	2,939,669	3,429,613	3,919,558	4,409,503	4,899,448	5,389,393	5,879,337	6,369,282	6,859,227	7,349,172
35	2,549,718	3,059,662	3,569,606	4,079,549	4,589,493	5,099,437	5,609,380	6,119,324	6,629,268	7,139,211	7,649,155
36	2,651,713	3,182,055	3,712,398	4,242,740	4,773,083	5,303,425	5,833,768	6,364,111	6,894,453	7,424,796	7,955,138
37	2,755,747	3,306,896	3,858,046	4,409,195	4,960,345	5,511,494	6,062,643	6,613,793	7,164,942	7,716,092	8,267,241
38	2,861,862	3,434,234	4,006,607	4,578,979	5,151,351	5,723,724	6,296,096	6,868,469	7,440,841	8,013,213	8,585,586
39	2,970,099	3,564,119	4,158,139	4,752,159	5,346,178	5,940,198	6,534,218	7,128,238	7,722,258	8,316,278	8,910,297
40	3,080,501	3,696,601	4,312,702	4,928,802	5,544,902	6,161,002	6,777,103	7,393,203	8,009,303	8,625,403	9,241,503
41	3,193,111	3,831,733	4,470,356	5,108,978	5,747,600	6,386,222	7,024,845	7,663,467	8,302,089	8,940,711	9,579,333
42	3,307,973	3,969,568	4,631,163	5,292,757	5,954,352	6,615,947	7,277,541	7,939,136	8,600,731	9,262,325	9,923,920
43	3,425,133	4,110,159	4,795,186	5,480,213	6,165,239	6,850,266	7,535,292	8,220,319	8,905,345	9,590,372	10,275,399
44	3,544,636	4,253,563	4,962,490	5,671,417	6,380,344	7,089,271	7,798,198	8,507,125	9,216,052	9,924,979	10,633,907
45	3,666,528	4,399,834	5,133,140	5,866,445	6,599,751	7,333,056	8,066,362	8,799,668	9,532,973	10,266,279	10,999,585

※ ・各掛金には、事務的経費が含まれています。

・基本口数(5口)の場合、運用部分充当額は、@10,000円×5口=50,000円となります。

・年2%(運用利回り)による複利の積立方式です。